

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年七月二十八日奈良県指令中土第五〇―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月二十七日中土第六九―九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市四条町四七四番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市土橋町一七〇番地の五

日進不動産株式会社 代表取締役 竹中將浩